

# 平成29年度 事務事業評価報告書

平成30年 8 月31日

文教民生常任委員会

## 文教民生常任委員会による事務事業評価

### 評価対象事業名：手話奉仕員養成・啓発講座開催事業

#### 1 事業の目的

「西脇市手話施策推進方針」に基づき、手話という言語の普及により、障害のある人とない人のコミュニケーションの拡大を図るとともに、聴覚に障害のある人の外出時等の日常生活の支援や社会参加を促進する。

手話通訳者の計画的な養成のため、北播磨圏域で手話通訳者養成講座を実施するなど、人材の養成及び確保に努める。

#### 2 計画等の位置づけ

##### (1) 総合計画の位置づけ

「西脇市総合計画・後期基本計画」

第1章 第6節

障害者が安心と尊厳を持って暮らせる社会【障害者福祉】

##### ① 社会参加・交流の促進と自己実現の支援

・スポーツ・文化活動への参加の機会の充実を図るとともに、外出時の同行支援や手話通訳者等のコミュニケーション手段の確保に努め、就労・就学以外での社会参加の促進や自己実現に向けた支援

##### ② とともに支え合う障害者共生社会の構築

・全ての市民が障害に対する理解と認識を深め、手助けが必要な時には支え合うことができる共生社会の実現に向けた教育や啓発活動の推進

##### (2) 施策体系へ事業の位置づけ

(関連計画 - 西脇市障害者基本計画・第5期西脇市障害福祉計画における位置づけ)

##### ① 基本理念：「互いにみとめあい 住みなれた地域で その人らしく暮らせるまち にしわき」

##### ② 基本目標：「IV 社会参加と生きがづくり」

障害のある人の多様な社会活動への参加を促進するため、交流機会の充実、コミュニケーション支援や移動支援の整備等に取り組む。

##### ③ 施策の方向 「(3) コミュニケーション支援の充実」

具体的な取組

ア 事業名：「西脇市手話言語条例」の推進

実施内容：「西脇市手話言語条例」について市民に周知し、「西脇市手話施策推進方針」に基づき、手話という言語の普及により、障害のある人とない人のコミュニケーションの拡大を図る。

イ 事業名：手話通訳者派遣事業（地域生活支援事業）

実施内容：聴覚に障害のある人の外出時等のコミュニケーションの手段として、手話通訳者の派遣。また、手話通訳者の計画的な養成のため、北播磨圏域で手話通訳者養成講座を実施するなど、人材の養成及び確保に努める。あわせて、手話通訳者の派遣の充実を図る。

### 3 当該事業の概要

(1) 実施年度 平成29年度

(2) 平成29年度総事業費：1,348千円

	H28年度	H29年度	H30年度
予 算	1,280,000円	1,348,000円	1,230,000円
決 算	652,953円	861,437円	—

(3) 実施内容

ア 手話の普及と理解の促進

(ア) PR活動：広報にしわき、市ホームページ、西脇高校とのコラボ企画、市役所ロビーでの手話体験コーナー、手話言語条例パンフレット作製・配布、図書館の手話図書コーナー

(イ) 講座研修：市職員対象（朝の手話ワンポイントレッスン）、手話講座、手話サークルの立ち上げ、消防署職員対象、地域・自治会対象（8回実施）、企業・事業所対象（4事業所）、高齢者大学での手話講座、子ども対象（小学校8校、中学校1校、西脇高校3年、夏休みこども手話講座）

(ウ) 交 流：地域住民と聴覚障害者・児のふれあい

イ 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり

(ア) 手話通訳者の配置：福祉事務所内に1名配置

(イ) 手話通訳者派遣：利用者27人、派遣件数152件（内訳・医療関係78件、学校3件、個人12件、団体59件）

※ 市主催イベントには手話通訳者の派遣を依頼している。

ウ 手話奉仕員養成講座

- (ア) 入門講座（20回、受講生24人） 実施主体：西脇市と社協
- (イ) 基礎講座（20回、受講生17人、修了者10人） 実施主体：西脇市
- (ウ) 予算 264,000円

#### エ 手話通訳者養成講座

ステップアップ講座（15回、受講生20人、修了者17人）

- ※1 奉仕員基礎課程修了者を対象に手話通訳Ⅰへのステップを目指す
- ※2 西脇市・加東市・多可町の合同実施
- ※3 平成30年度からは、西脇市・加東市・多可町、小野市、加西市、三木市の北播磨地域で合同実施

## 4 成果と課題

西脇市において、「西脇市手話言語条例」が制定されて以降、啓発等に取り組み、市内に手話が着実に広がってきている。「西脇市手話施策推進方針」に基づく施策の実施により、手話の理解が広がり、障害のある人とない人のコミュニケーションの拡大が図られているように見受けられる。

また、西脇市聴覚障害者協会の皆さんの献身的な協力は、事業推進に欠かせない役割を果たしている。

平成30年度の多くの事業は、平成29年度事業の継続実施である。きめ細かな事業実施と共に、5年後の展望等の明確な事業目標を掲げることも必要であると考えます。

## 5 文教民生常任委員会が事業評価を行うに当たって

文教民生常任委員会では、手話奉仕員養成・啓発講座開催事業の事業評価を行うに当たって、定例会での常任委員会において、担当課からの事業進捗の報告を受け質疑等を行ってきた。

加えて、委員会として手話講座や職員研修会等へ実際に出向き、調査を行ってきた。

さらに、最終評価を行うに当たって担当課への聞き取りや近隣市町の取り組みへの調査も行った。

その上で、委員長を含め7名の全委員で、各項目について議論を行い、5段階の評点を付け、今後の方向性を明らかにした。

## 6 事業評価（5段階評価）

（委員7名の平均で評価点を付けている）

- (1) 妥当性 — 4.7

共生社会の実現が叫ばれ、障害者福祉の充実を求める声が大きくなる中で、本事業は時宜を得たものである。手話が市内に広がり、一定の成果が上がってきているとの意見が、委員の大半であった。

なお、他自治体（加東市、小野市、篠山市）との比較調査を行った。結果、加東市が啓発やサークル等の取り組みを幅広く実施しているが、本市においても、加東市に次ぐ進んだ取り組みを行っていることが確認された。

(2) 有効性 — 3.7

以前からよく似た事業は、社協への委託事業として行われてきたが、条例に基づく市の事業としては、平成29年度が最初である。そのため、事業目標が定かではないとの意見が出された。

しかし、事業効果は上がっているとの意見は、全委員共通していた。

(3) 効率性 — 3.6

コスト面から評価をすることは、なかなか困難である。

投入された予算に比べ大きな効果をあげているとの意見や、西脇市聴覚障害者協会の全面的な協力の基、スムーズな事業展開が行われているとの意見が出された。

(4) 総合評価 — 4.0

西脇市手話言語条例は平成28年12月に制定され、平成29年4月1日に施行された。条例は理念的な内容が主で、制定にあたって、実効性のあるものにすべきではないかとの議論が議場で交わされた。議会の議論を踏まえ、「西脇市手話施策推進方針」を定め、きめ細かな事業展開が行われている。

委員会が出された各委員の主な意見は、次のとおりである。

○本事務事業は、手話言語条例制定にもとづき、平成29年度から正式に始まったものである。手話奉仕員の養成とともに、市民への啓発が着実に進んでいると見受けられる。今後も、継続すべき大切な事業である。

○本事業は、必要な事業であり、今後長いスパンで実施していく必要がある。

○小学生から高齢者まで手話研修の輪が広がりつつあり、今後も手話は言語であるという認識に立って、継続すべき事業である。また、職員の中から、手話通訳者が多数輩出されることを期待する。

○積極的な事業展開がなされ、市民の手話への認知や理解が一步ずつではあるが進んでいるように感じる。手話は言語であるということで、言葉は使わないと忘れてしまうものであることから、この事業は継続実施す

べきである。

- ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、ともに暮らすことのできる地域社会実現を図る取組である。ろう者に対する合理的な配慮であり、対象者の有無にかかわらず継続すべき事業である。
- 西脇市に登録されている手話通訳に携わっている人は9人である。(その内、市内在住者は8人) 9人の内訳は、正式な資格を持っている手話通訳者は3人、正式な手話通訳士は3人、資格はないが登録されている方は3人である。目標を持って、手話通訳者や手話通訳士を増やす努力を行うべきである。

## 7 今後の方向性

### 「現状のまま継続すべき」

総合評価で記述したとおり、全委員とも大切な事業であり、今後とも継続すべきであると一致した。

なお、「拡充」すべきであるとの意見も出されたが、正式に事業実施された初年度であることも踏まえ、「現状のまま継続すべき」で一致した。